

砺波市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、都市計画法第18条の2に基づく砺波市の都市計画に関する基本的な方針「砺波市都市計画マスタープラン」の改定及び都市再生特別措置法第81条に基づく「砺波市立地適正化計画」の策定支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

砺波市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「砺波市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

※本業務は、令和8・9年度の2箇年度で実施する。ただし、契約については単年度毎に締結する。

(4) 事業費限度額（消費税額及び地方消費税額含む。）

金 27,588,000円

なお、各年度の限度額は下記のとおりとする。

令和8年度：11,110,000円

令和9年度：16,478,000円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すためのものである。

※提案額が事業費限度額を超過している場合は失格とする。

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、砺波市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(2) 令和7・8年度の砺波市入札参加資格を備えていること。入札参加資格がない場合は、参加申込期限までに令和7・8年度の入札参加資格審査申請をすること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(4) 砺波市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 国税、地方税を滞納していないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- (8) 富山県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所を有すること。
- (9) 過去10年間（平成28年度から令和7年度までの間）において、元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として、本業務と同種の業務実績[※]があること。
- (10) 本業務の実施にあたり、過去10年間において、同種の業務実績[※]を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼務することはできない。

①管理技術者及び照査技術者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

②担当技術者

1名以上配置するものとする。なお、複数名配置する際には、実績を有する者は最低1名配置するものとする。

※「同種の業務実績」とは、地方公共団体が発注する市町村都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定（改定を含む）支援業務とする。なお、これら計画の策定等の支援業務の実績について、同一発注業務であるか否かは問わないが、アンケート調査やデータ解析等、業務の一部のみの実績は含まない。

4 選考スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

内容	期間等	留意事項
公募の開始	令和8年5月25日（月）	ホームページ公開
質問の受付	令和8年5月25日（月）から 令和8年6月 1日（月）正午まで	電子メールにて提出
質問の回答	令和8年6月 5日（金）	市ホームページに掲載
参加申し込み	令和8年5月25日（月）から 令和8年6月10日（水）まで 午前9時から午後4時まで	土日、祝日を除く 郵送の場合は必着
一次審査の結果通知	令和8年6月15日（月）	電子メールにて通知
企画提案書等の提出	令和8年6月16日（火）から 令和8年6月29日（月）まで 午前9時から午後4時まで	土日、祝日を除く 郵送の場合は必着
プレゼンテーションの実施	令和8年7月 2日（木）	詳細は別途通知
結果通知	令和8年7月 6日（月）まで	電子メールにて通知及び ホームページ公表
契約締結	令和8年7月10日（金）頃まで	

5 質問及び回答

(1) 質問

メール件名を「【社名】質問：砺波市都市マス改定及び立適計画策定支援」とし、質問書（様式6）を電子メールにて期日までに提出すること。受付返信メールを確認し、返信メールがない場合には、電話確認をすること。（宛先：toshi@city.tonami.lg.jp）

※電話、FAX、口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答

質問書に対する回答は、期日までに市ホームページに掲載することとし、質問者への個別の回答メールは送付しない。なお、質問の内容によっては回答を示さない場合がある。

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下の書類を提出すること。

	提出書類	部数	注意事項
①	参加申請書	1部	指定様式による（様式1）
②	会社概要書	1部	指定様式による（様式2）
③	業務実績書	1部	指定様式による（様式3）
④	業務実施体制調書	1部	指定様式による（様式4）
⑤	配置予定者調書	1部	指定様式による（様式5）
⑥	納税に関する証明書	1部	・市税の完納を証明する書類 ・法人税（国税）並びに消費税及び地方消費税の完納証明（納税証明書）

(1) 本業務に関する書類の提出及び問い合わせ先

砺波市建設水道部都市整備課都市計画係
所在地〒939-1398 砺波市栄町7番3号
電話0763-33-1442
FAX0763-33-6853
メールアドレス toshi@city.tonami.lg.jp

(2) 関係書類の交付

当市のホームページからダウンロードにより交付する。

(3) 提出方法

必要事項を記入し、持参又は郵送にて提出すること。

(4) プロポーザルに関する質疑

質疑がある場合は、上記の問い合わせ先に連絡すること。

(5) 説明会の開催

本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

(6) 辞退

参加申し込み後に参加を辞退する場合は、令和8年6月10日（水）までに、「参加辞退届（様式7）」を（1）の担当部署へ持参すること。

7 参加資格及び一次審査の実施

参加申請書等の内容により一次審査を実施し、参加資格審査及び一次審査の結果は、参加事業者全員に対し、期日までに、結果通知を電子メールで送付する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

8 企画提案書等の提出

一次審査通過事業者は、以下の書類を提出すること。

	提出書類	部数	注意事項
①	届出書	1部	指定様式による(様式8)
②	企画提案書	10部	任意様式
③	業務工程表	1部	任意様式
④	見積書	1部	任意様式※

※見積書には、令和8年度と令和9年毎の、共通事項、都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画策定の項目毎の金額内訳を提出すること。

(1) 提出先

参加申し込みの提出先と同じ。

(2) 関係書類の交付

当市のホームページからダウンロードにより交付する。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(4) 留意事項

- ・匿名審査とするため、「①届出書」以外は事業者名を記載しないこと。
- ・文字サイズを11ポイント以上(図表や注釈等を除く)、左綴りとし、用紙サイズはA4判を基準とする。A3判を含む場合は、折り込み等を行いA4サイズに統一すること。

9 企画提案書及びプレゼンテーションにおける特記事項

企画提案書及びプレゼンテーションにおいては、次の項目順に記載、説明すること。

(1) 実施方針・実施手法

実施方針及び実施手法については、次に掲げる事項について必ず記載すること。

- ・上位計画、関連計画との連携に関する手法
- ・都市計画マスタープランと立地適正化計画の連携に関する手法
- ・他地域の事例収集
- ・住民意見の聴取、反映方法

(2) 評価テーマに対する企画提案

評価テーマに対する企画提案については、本市の地域規模・特性を踏まえ、次に掲げる事項について記載すること。

テーマ①：都市計画マスタープラン改定のポイント

テーマ②：本市は、土地区画整理事業などで基盤整備を進めた結果、コンパクトシティに近い都市ではあるが、本市における立地適正化計画の必要性と方向性。

テーマ③：都市の骨格構造を検討するにあたり、想定される検討課題と都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定、防災指針検討の考え方。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 令和8年7月2日(木)午後 予定 ※詳細は別途電子メールにて通知する。

(2) 会場 砺波市役所 3階 特別会議室(予定)

(3) 内容

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
- ・1事業者当たり30分程度(説明20分、質疑応答10分)とする。
- ・参加者は1事業者あたり5名以内とし、管理技術者となる予定の者は原則として出席する。なお、WEB参加は不可とする。
- ・プレゼンテーションについては、提出された書類を補完するものとして位置づけ、評価に当たっての参考とする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書に基づき書面又はプロジェクターにより行うこと。
- ・会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。それ以外に必要な機材(データのいったパソコン等)は、提案者が用意すること。
- ・提案の追加(企画提案書に記述のない事項に関する説明)は不可とし、追加部分は審査の対象としない。

11 審査方法

(1) 審査

審査は一次審査(書類審査)と二次審査(企画提案書等及びプレゼンテーション)により行い、一次審査は本実施要領「6(1)」に定める担当課、二次審査は審査委員会において審査して選定する。

(2) 審査委員会

審査委員会は、市職員6名で構成する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準表」により行う。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加することがある。

(4) 一次審査

一次審査は、審査基準表に基づき提出書類を審査して点数化し、上位3位までの点数の者を一次審査通過者として選定する。なお、参加事業者が1事業者のみであっても、審査を行う。

(5) 二次審査

二次審査は、企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。その内容を審査基準表に基づき、審査委員会にて審査及び評価する。

(6) 選定方法

審査委員会において、一次審査と二次審査の合計点が上位の者を受託候補事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受託候補事業者として決定する。なお、同点の場合は、参考見積金額の安価な方の提案をした事業者を上位とする。

受託候補事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を受託候補事業者とする。

なお、一次審査通過者が1事業者の場合についても、二次審査を実施し、見積額に対する評価点を除く総合得点が6割以上と評価される場合には、受託候補事業者とする。

審査委員会での選考は非公開とする。

1 2 結果の通知及び公表

選考結果は、提案者全員に通知する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

1 3 契約の締結

審査により選定された受託候補事業者と契約交渉を行う。契約内容については企画提案書の内容を基本とし、当市と受託候補事業者が協議のうえ確定するものとする。確定した契約内容を基に受託候補事業者から再度見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定により随意契約を行う。

1 4 その他

- (1) プロポーザル実施要領等の承諾参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提出期限以降において、既に提出した書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類については、砺波市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 以下のいずれかに該当するときは、参加を無効とする。
 - ア 資格要件を欠くもの。
 - イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - エ 見積書の金額が、事業費限度額を超過したとき。

(1) 一次審査

評価項目		評価の着目点	配点
企業の業務実績	企業の業務実績	過去10年間の同種の業務実績	10
技術力と業務実 務能力	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		過去10年間の同種の業務実績	5
	照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		過去10年間の同種の業務実績	5
	管理技術者及び 担当技術者	過去10年間の都市計画マスタープランと立地適正 化計画の策定（改定を含む）を同一発注業務で完了 した実績	10
小 計			40

(2) 二次審査

評価項目		評価の着目点	配点
業務の基本的な考え方	業務理解度	—	5
	仕様書の理解度	—	5
	業務全体のプロセス	—	10
	業務実施方針 実施手法	—	20
評価テーマに対する提案	テーマ① 都市計画マスタープラン	都市計画マスタープラン改定のポイント	10
	テーマ② 立地適正化計画	立地適正化計画の必要性と方向性	10
	テーマ③-1 立地適正化計画	都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定	10
	テーマ③-2 立地的適正化計画	防災指針検討の考え方	10
プレゼンテーション		資料作成能力等	5
		コミュニケーション	5
見積額		配点×(1-見積額/提案限度額) ※小数点以下は四捨五入	10
小 計			100
配点合計			140